ショートステイさみた　短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人やまびこ会が開設する「ショートステイさみた」短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　　ショートステイさみた

所在地　　奈良県北葛城郡河合町佐味田 198 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

（１）管理者　　１名（特別養護老人ホーム兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）医師　　１名（非常勤専従）

（３）生活相談員　　１名以上（特別養護老人ホーム兼務）

（４）看護、介護職員　　２４名以上

（５）機能訓練指導員　　２名以上

（６）管理栄養士　　１名（特別養護老人ホーム兼務）

２　従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第５条　指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

（１）併設型ユニット型短期入所及び空床利用型短期入所　定員１０名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（１）入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

（２）日常生活動作の機能訓練

（３）健康チェック

（４）送迎

（５）夜間看護体制

２　第８条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

（１）実施地域を越えた地点から、片道１キロメートルあたり　　５０円

３　その他の費用として、事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を１日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

（１）滞在費　２，５００円（1 日あたり）

（２）食費　１，７００円（１日あたり）

朝食　４１０円（１食あたり）

昼食　６７０円（１食あたり）

夕食　６２０円（１食あたり）

（３）おやつ代　１５０円（１食あたり）

（４）利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要とする費用　実費

（５）利用者が選定する特別なレクリエーションを行ったことに伴い必要な材料費　実費

（６）理美容代

４　事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

５　事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

６　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

７　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条　生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、以下の通りとする。

北葛城郡（河合町、上牧町、王寺町、広陵町）

生駒郡（三郷町、平群町、斑鳩町、安堵町）

磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）

香芝市、大和高田市、大和郡山市

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（１）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

（２）特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

（３）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第１０条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１１条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図ることとする。
（２）　虐待の防止のための指針を整備することとする。
（３）　虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。
（４）　前３項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
２　施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（衛生管理等）
第１２条　施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。
２　施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

（その他運営についての留意事項）
第１３条　事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）採用時研修　採用後３カ月以内
（２）継続研修　年２回以上
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
４　施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする
５　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
６ 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やまびこ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成３０年１１月１日から施行する。
変更後の第６条第３項の規定は、平成３１年１月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年１月７日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年３月 29 日から施行する。